

サテライト設置届提出書類一覧（訪問看護・介護予防訪問看護）

■届出について

・届出の期限は変更日から10日以内となっていますが、できる限り事前に届け出てください。

■提出書類及び届出方法（以下のとおり）サテライト設置に必要な提出書類一覧

・内容によって以下の①～④の通り必要となる届出が変わります。サテライト設置と同時に区画変更届や廃止届が必要な場合はサテライト設置届と一緒に郵送ください。

①サテライト設置場所に指定事業所等がない場合
サテライト設置の届出のみ

②サテライト設置場所に既に他の指定事業所があり、その区画を変更し一部をサテライトとして使用する場合
（例：A事業所のサテライトを同一法人が運営するB事業所（訪問介護）の一部を使用して開設する場合）
A事業所のサテライト設置届 と B事業所の専用区画変更届 が必要

③既存事業所を廃止しその場所をサテライト事務所として使用する場合
（例：B事業所を廃止しその場所をA事業所のサテライトとして使用する場合）
A事業所のサテライト設置届 と B事業所の事業廃止届 が必要

④その他
場合によって提出書類が異なりますので直接お問い合わせください。

【サテライト設置届】

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
訪問看護ステーションの出張所の設置	- 変更届連絡票、定型封筒（切手貼付、住所・宛名明記） - 変更届出書（別紙様式第一号（五）） - 指定に係る記載事項（付表第一号（三）） - 運営規程（参考様式1） - 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ※ - 誓約書（標準様式6） <u>返信用 定型封筒（切手貼付、住所・宛名明記）</u>	郵送注1	サテライトの設置と同時に区画変更や事業廃止がある場合は他に届出が必要となります 拠点事業所等を移転する場合はサテライトの設置届と併せて来庁で届出が必要となります。 ※市ホームページ「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」をご参照ください。

注1:届出に不備な点等がある場合、来庁していただき直接お聞きする場合があります。

（問合せ先）寝屋川市福祉部指導監査課 指定担当 電話 072-812-2027（直通）

※健康保険法（医療保険給付関係）に基づく変更の届出については、近畿厚生局に提出する必要があります。届出が必要な事項、様式等は異なりますので、詳細は近畿厚生局へお問合せください。

(参考) その他の届出について

【専用区画変更届】

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
区画の変更	- 変更届出書（別紙様式第一号（五）） - 事業所の平面図（標準様式 3） - 事業所内外の写真(カラーに限る)（変更部分のみ）	郵送注 2	サテライトの設置と同時に区画変更がある場合はこの届出も必要となります

【廃止届】

届出内容	提出書類	届出方法	留意点
廃止届	① 廃止（休止・再開）届出書（別紙様式第一号（七）） ② 指定書（原本） ③ 利用者に対する措置状況（任意様式）（注 1） （注 1） 利用者の個人情報（氏名等）は記載しないでください。 廃止(休止・再開)届出書(別紙様式第一号（七）)の「現にサービス又は支援を受けている者に対する措置」欄に必要事項を記載できる場合は添付不要。 ④ 指定書（原本）を提出できない理由書（注 2） ⑤ 法人の印鑑登録証明書（注 2） （注 2） ④⑤については、指定通知書（原本）を紛失した等、提出できない場合に必要です。	郵送注 2	サテライトの設置と同時に事業廃止がある場合はこの届出も必要となります ・「現にサービス又は支援を受けている者に対する措置」は、廃止に際し利用者〇人に対して、どここの事業所へ引き継いだのか等記載してください。 ・補助金等を受け開設した事業を廃止する場合は、当該補助金の精算手続きが必要となる場合があります。

注 2 通常は来庁扱いの届出になりますが、サテライトの設置と同時に行う場合はサテライトの設置届出と一緒に郵送ください。但し、不明な点がある場合は来庁していただき直接変更内容をお伺いすることがあります。